

諏訪湖漁業協同組合内共第5号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、諏訪湖漁業協同組合が免許を受けた、内共第5号第5種共同漁業権に係る漁場（諏訪市・岡谷市・下諏訪町の諏訪湖及び流入出河川、ただし上川においては茅野市江川橋まで。以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（わかさぎ、こい、ふな、うぐい、おいかわ、うなぎ、なます、むろ、とんこはぜ、どじょう、えび、いわな、あまご、かじか）の採捕（以下「遊漁」という。）について制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間その他必要な事項を記載した遊漁承認申請書の提出によりしなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣による遊漁の場合には第11条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の保護培養若しくは組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに、第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により納付しなければならない。

(漁具漁法の制限)

第3条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とした遊漁は、イ欄の漁具漁法により、ウ欄の統数又は規模の範囲内でなければならない。

ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 統数又は規模
こい、ふな	投網、小四ツ手網、竿釣	1 投網、小四ツ手網 網目こま 13 リメートル以上。ただし、わかさぎを対象とするものにあっては、網目こま 5.5 リメートル以上とし、その統数は、それぞれ1人1統とする。
わかさぎ	投網、小四ツ手網、竿釣、手釣	2 竿釣、手釣 諏訪湖及び流入出河川においては1人2本以内とする。
おいかわ、うぐい、むろ、なます	投網、竿釣	3 うけ 1人50統以内とする。
どじょう	うけ	4 とめ針 1人100統以内とする。
うなぎ	とめ針、直釣	5 直釣 1人1統とする。
えび	竿釣	
とんこはぜ	竿釣	
いわな、あまご、かじか	竿釣	

2 遊漁者は漁業者の漁具にふれてはならない。万一、釣り針等が掛かった場合は、釣り糸を切って漁具に支障のないようにすること。

3 諏訪湖及び流入出河川において、竿釣りのリール使用は、ワカサギ釣り、コイ釣り、毛針釣り以外に使用してはならない。また、それらを使用するにあたっては、重りを付けた投げ釣りは禁止する。

4 諏訪湖及び流入出河川においては、ルアー釣りを禁止する。

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内でなければならない。

ア 魚 種	イ 期 間
わかさぎ、こい、ふな、うぐい、おいかわ、 うなぎ、なます、むろ、とんこはぜ、どじょう、えび	周 年
いわな、あまご、	4月1日～9月30日
かじか	5月16日～9月30日

- 2 前項の規定にかかわらず、投網、小四ツ手網、による遊漁は、組合の公示する期間内においては、遊漁してはならない。
- 3 第1項の規程にかかわらず、わかさぎを対象とする遊漁については、わかさぎの資源確保及び漁業調整のために、組合の公示する期間内においては、遊漁をしてはならない。
(禁止区域)

第5条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる区域内において遊漁してはならない。

- (1) 次に掲げる基点1と基点2を結ぶ線から下流の上川の区域及び基点3と基点4を結ぶ線以南の諏訪湖の区域（1月1日から5月31日まで）

基点1 諏訪市大字上諏訪字杉菜池 1978番地先の上川の左岸に保護水面管理者が建設した標柱の位置。

基点2 諏訪市大字上諏訪字小和田 2188番地先の上川右岸に保護水面管理者が建設した標柱の位置。

基点3 諏訪市大字上諏訪字渋崎 1792番地に保護水面管理者が建設した標柱の位置。

基点4 諏訪市大字上諏訪字南衣之渡 1201番地先の諏訪湖の護岸堤の基部に保護水面管理者が建設した標柱の位置。

- (2) 上川本流の諏訪市四賀堰堤から茅野江川橋までの区域。

- (3) わかさぎを対象とする遊漁については、わかさぎの資源確保及び漁業調整のために、組合の公示する区域においては、遊漁をしてはならない。

(全長制限)

第6条 次の表のア欄に掲げる魚種については、それぞれイ欄に掲げる全長以下のものは採捕してはならない。

ア 魚種	イ 大きさ
こい	全長 30センチメートル
うぐい	全長 10センチメートル
ふな	全長 10センチメートル
おいかわ	全長 8センチメートル
うなぎ	全長 40センチメートルかつ200g
いわな	全長 15センチメートル
あまご	全長 15センチメートル

(遊漁料の額および納付の方法)

第7条 第2条第4項の規定により納付する遊漁料の額は、次のとおりとする。

- (1) 手釣、竿釣による遊漁の場合

承認期間	遊漁料
1 日	1,000円
1 年	6,000円

※日釣券の現地売りについては1,500円とする。

(2) 前号の規定にかかわらず手釣、竿釣による遊漁の場合、次表左欄に掲げる者の遊漁料は右欄に掲げるとおりとする。

区分	遊漁料
中学生以下	無 料
身体障害者	規定料金の半額

(3) 第1号以外の遊漁の場合

承認期間	遊漁料	特記事項
1 年	9,000 円	第2条2項その他の場合に該当

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、手釣、竿釣による遊漁のうち、承認期間1日の遊漁料の納付は、当該遊漁をする場所において漁場監視員にすることができる。

(1) 諏訪市渋崎 1792-374 諏訪湖漁業協同組合事務所

(2) 前号に掲げる場所のほか、組合が指定し掲示した場所

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

(1) 承認期間が1年間の遊漁承認証にあっては、承認を受けた者の氏名、住所、顔写真

(2) 承認期間

(3) 魚種

(4) 漁具・漁法

(5) 遊漁区域

(6) 遊漁料の額

(7) 注意事項

(8) 発行者名

2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(1) 氏名

(2) 有効期限

(3) 注意事項

(4) その他必要な事項

(5) 発行者名

(違反者に対する処置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ更に以後その者の遊漁を拒絶することがある。その場合、その者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

附則

この規則は令和6年1月1日から施行する。(行政府の認可 令和5年12月1日)